

# まちづくりアドバイザー を派遣します



## 1 派遣対象者

- (1) 周辺住民（小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）に基づく、事業区域に隣接する土地所有者や占有者など）
- (2) 事業主（開発事業条例に基づく、開発事業に係る工事の請負契約の注文者など）
- (3) 土地所有者等（土地の所有者、建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者）

## 2 派遣するアドバイザーの職種

一級建築士、技術士（都市及び地方計画）、再開発プランナー、不動産鑑定士、不動産コンサルタント、弁護士など（財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに登録されている、まちづくり専門家を派遣します）

## 3 派遣の要件など

	周辺住民	事業主	土地所有者等
要件	①開発事業条例に基づく事業が行われるとき ②他の周辺住民に周知していること ③事業主に周知していること ④申請が5人以上の連名であり、申請者が分散して居住していること	①開発事業条例に基づく事業が行われるとき ②周辺住民に周知していること	①建築協定、地区計画等の検討を行うとき ②申請が5人以上の連名であること
派遣回数など	①1職種につき、1人派遣する（1回2時間程度） ②1回の派遣で、最大3人まで派遣する		1回目の派遣から、1年で4回まで （市長が認めた場合、3年で12回まで延長可能）
申請期限	①大規模開発の場合、土地利用構想の届出の公告の日から、工事着手の届出の日まで ②開発事業の場合、事業計画の標識の設置の日から、工事着手の届出の日まで		随時

#### 4 申請方法

派遣申請書（様式1）を記入の上、都市計画課に提出してください。

#### 5 派遣決定通知

派遣申請書（様式1）の内容を審査し、2週間程度で派遣できるかどうかをお知らせします。

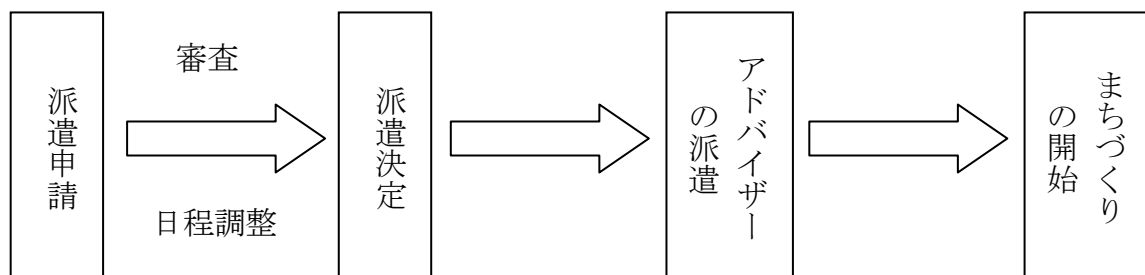
#### 6 変更又は取消し

派遣決定を変更又は取り消すときは、派遣中止要請書（様式4）を記入の上、速やかに都市計画課に提出してください。

#### 7 その他

- (1) 既にアドバイザーを派遣している地域に対しては、別の方から申請があっても派遣できません。その際には、最初に申請をされた方から、申請していただきます。
- (2) 申請に偽りや不正があるときは、派遣の決定を取り消すことがあります。

#### 8 手続きの流れ



問合せ先

小平市都市開発部都市計画課(市役所4階)

187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-346-9554

メールアドレス foshikeikaku@city.kodaira.lg.jp